

保育の魅力発信事業実施業務について、委託業者を選定するため、プロポーザルを実施することとしたので、参加を希望する者は手続を行ってください。

2025年（令和7年）8月8日

福山市長 枝 広 直 幹



1 業務概要

(1) 業務名

保育の魅力発信事業実施業務

(2) 業務内容

別紙「保育の魅力発信事業実施業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 業務履行期間

契約締結の日から2026年（令和8年）2月27日（金）まで

2 委託費

上限は1,394千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

3 参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者となります。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行っている者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) この公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、福山市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。
- (4) 福山市に納付すべき市税の滞納がない者であること。
- (5) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。

4 評価基準・評価項目

別表（審査項目、審査の視点及び配点）（以下「別表」という。）のとおり

5 受注候補者の特定

保育の魅力発信事業実施業務委託業者評価委員会（以下「評価委員会」という。）における評価が最も高い者を市長が本業務の受注候補者として特定します。

6 参加申込の手続等

(1) 担当部局（部局名、住所、連絡先等）

福山市保健福祉局ネウボラ推進部保育施設課

住 所：〒720-8501 広島県福山市東桜町3番5号（本庁舎7階）

電 話：084-928-1140（直通）

電子メールアドレス：hoiku-shisetsu@city.fukuyama.hiroshima.jp

(2) 選考スケジュール

公 告	2025年（令和7年）8月8日（金）
実施要領の配付期間	2025年（令和7年）8月8日（金）から 同月22日（金）まで
質問書受付期間	2025年（令和7年）8月8日（金）から 同月18日（月）午後5時まで
質問書に対する回答期限・回答方法	2025年（令和7年）8月20日（水） ※市ホームページに掲載します。 (https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp 以下同じ)
参加申込書の受付期間	2025年（令和7年）8月8日（金）から 同月22日（金）午後5時まで
企画提案書の提出者の 選定通知	2025年（令和7年）8月25日（月）
企画提案書の受付期間	2025年（令和7年）8月25日（月）から 同年9月3日（水）まで
プレゼンテーション （ヒアリング）の実施	2025年（令和7年）9月5日（金）
企画提案書の選定通知	2025年（令和7年）9月11日（木）（予定）

(3) 実施要領等の配付期間及び配付場所

ア 配付期間

2025年（令和7年）8月8日（金）から同月22日（金）までの午前8時30分から午後5時15分まで（土、日、祝日等（福山市の休日を定める条例（平成元年条例第29号）第1条第1項に規定する市の休日をいう。以下同じ。）を除く。）

イ 配付場所

6(1)に同じ。※本市ホームページからもダウンロード可

(4) 質問の提出及び回答

ア 受付期間

2025年（令和7年）8月8日（金）から同月18日（月）までの午前8時30分から午後5時まで

イ 質問の提出方法

質問事項がある場合は、質問書（様式１）を添付し、６(1)のメールアドレス宛てに電子メールにて提出すること。

※提出した場合は、届いているかどうかの確認を電話で行うこと。

※電子メールの送信の際は、件名に「保育の魅力発信事業実施業務委託に関する質問」と記した上で送信をすること。

ウ 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、本市ホームページに掲載する。

7 契約の締結

- (1) 本業務の契約は、評価委員会を経て市長が特定した受注候補者と業務内容について協議等を行って仕様書の内容を確定した後に、見積合せの上、契約を締結するものとします。
- (2) 市長が特定した受注候補者と契約が締結できなかった場合又は失格条件に該当すると認められた場合には、次点の提案者と契約交渉を行うものとします。

8 失格条件

次に掲げるいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) ２の委託費を超えた見積書を提出した場合
- (4) 評価及び審査の公平性を害する行為があったと市長が認めた場合
- (5) 実施要領（募集要項）の内容に違反すると市長が認めた場合
- (6) その他市の指示に違反する場合

9 その他

詳細は、保育の魅力発信事業実施業務委託業務に関するプロポーザル実施要領に定めるところによる。